

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 児童福祉法及び同法の規定により内閣府令で定める基準の一部
改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するもの
である。

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案**

国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
10月国立市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改
める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ
る健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第
12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）
（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、
当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に

相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第２３条第２項中「修了した保育士」の次に「（東京都が法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は東京都の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第２９条第１項、第３１条第１項、第４４条第１項及び第４７条第１項中「保育士」の次に「（東京都が認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。